

令和6年度 農山村活性化「しがのふるさと支え合いプロジェクト」等支援業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、令和6年度農山村活性化「しがのふるさと支え合いプロジェクト」等支援業務の委託事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 名称

令和6年度農山村活性化「しがのふるさと支え合いプロジェクト」等支援業務

(2) 業務の目的および内容

別紙令和6年度農山村活性化「しがのふるさと支え合いプロジェクト」等支援業務仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和7年3月14日(金)まで

3. 予定価格

2,329,800 円（消費税および地方消費税を含み、税率は10%）とする。

4. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

・営業種目

次の種目が希望営業種目に登録されていること。

大分類：「役務」

中分類：「イベント」「諸サービス」「その他の役務の提供」のいずれかに登録

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所へ資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告にかかるプロポーザルの手続に間に合わないことがある。

物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL 077-528-4314

- (5) 令和元年度～令和5年度までの間に、本業務に関連性の深い請負等（完了した請負等に限る。）の実績を有する者であること。なお、本業務に関連の深い請負等とは、次のい

ずれかの内容の業務の実績があることを想定している。

- ①農村地域での交流活動の企画運営、②農村地域での交流活動に係る人材・組織育成、
- ③農村地域での交流活動に係る普及啓発ならびに情報収集・分析（1の業務において普及啓発と情報収集・分析の両方を実施したものに限り）、④地域振興（地域づくり）の専門家としてのコンサルティング業務

5. 説明会の開催

開催しない。なお、質問等については、下記「7. 企画提案書等に関する質問および回答」による。

6. 提出書類

公募型プロポーザルへの参加を希望する事業者は、しがのふるさと支え合いプロジェクトの内容を十分確認したうえで（県ホームページ等参照）次の（1）～（6）の書類（以下、「企画提案書等」という。）を作成し、提出すること。企画提案書等の提出は、1者につき1つとする。

（1）公募型プロポーザル応募申込書 正1部

別添様式1により提出すること。申請者の概要、自己PRを記載すること。

（2）経費概算見積価格書（積算内訳書） 正1部、副7部

別紙の積算内訳書により提出すること。仕様書に掲げる業務について、着手から納品まですべてに要する経費とその内訳を明記すること。また、消費税および地方消費税の税額を明示すること。

（3）企画提案書 正1部、副7部

ア 別添仕様書に記載の条件を満たし、かつ当業務の目的を達成するのに最も効果的であると考えられる内容とすること。

イ 以下の内容を記載すること。

- ①プロジェクトの内容や各地域の協働活動等を企業や大学等に効果的に伝えるPRツールの提案と事業趣旨を踏まえた企業の登録拡大を図るための取組の提案
- ②地域の登録拡大や登録団体同士のマッチングおよび協働活動やプロジェクトを推進するための方法の提案
- ③協定締結団体の協働活動の活性化やプロジェクトの取組拡大に資するための交流会の内容や講師等の提案
- ④業務スケジュール

業務項目ごとに業務完了までのスケジュールを記載すること。

⑤実施体制

責任体制、連絡調整者、担当者等について記載すること。

ウ 高度な専門的知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現とすること。

エ 装丁は、A4 サイズ（縦横及び白黒カラーは不問）とすること。

- オ 頁数は、10 頁以内（文字サイズ11 ポイント程度、表紙は含まない）とすること。
- カ その他（本事業の目的等のために必要と考えられる事項）
- (4) 関連業務実績一覧表および根拠書類
- ア 本業務と同種の業務の受託実績一覧 正1部、副7部
- イ 受託実績に関する契約書等の写し（受託実績一覧に記載した業務全て） 1部
（令和元年度～令和5年度に完了した業務に限る。）
- (5) 社会政策推進関係資料（登録や認定を受けているなどの場合、各1部）
- ア 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録がある場合には、同登録証（県発行）の写し
- イ 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定がある場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
- ウ 高年齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し
- エ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し
- オ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書の写し
- カ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書（滋賀県発行）の写し
- キ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
- ク 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知（滋賀県発行）の写し
- ケ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
- コ 環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合には、①については、審査登録機関の証明書の写しを、①以外については、認証、登録証の写し
- ①国際標準化機構が定めた企画 I S O14001に適合している旨の認証
- ②一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録
- ③特定非営利活動法人K E S 環境機構の実施するK E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
- ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証
- (6) 「しがのふるさと支え合いプロジェクト」に登録している場合は、その登録書の写し 1部

7. 企画提案書等に関する質問および回答

(1) 質問受付期限

令和6年5月10日(金)17時まで ※必着

(2) 質問方法

別添様式2の「質問票」により、メールで「12. 書類の提出先および問い合わせ先」で示す場所において受け付ける。電話、FAXまたは口頭による質問は受け付けない。なお、質問票を送付した場合、その旨を必ず電話で連絡すること。

(3) 質問に対する回答

すべての質問およびその回答について、令和6年5月15日(水)を目途に滋賀県ホームページで公表する。

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nousonshinkou/>)

なお、回答に対する質問は受け付けない。

8. 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和6年5月22日(水)17時まで ※必着

(2) 提出方法

「12. 書類の提出先および問い合わせ先」で示す場所に、持参または郵送により提出すること。持参の場合は、土曜日および日曜日を除く、9時から17時までとする。

郵送の場合は、差出しおよび受領の記録が残る簡易書留郵便等とすること。なお、企画提案書等を郵送した旨を必ず電話で連絡すること。

9. 委託業者の選定

(1) 決定方法

提出のあった企画提案書等について、当課が委員5名で設置する資格審査会およびプレゼンテーション審査会において、公正かつ厳正に審査を実施し、契約予定者を決定する。

ア 資格審査会

審査は、下記の各審査項目について「適」「否」の2段階の絶対評価で行う。資格審査会審査委員が評価した「適」「否」の総数を母数とし、「否」の割合が1/3を超える企画提案書等、または資格審査会審査委員の過半数が「否」の判定をした審査項目を1つ以上有する企画提案書等については「不適格」とみなし、これを提出した事業者をプレゼンテーション審査会への参加候補者から除外する。

なお、プレゼンテーション審査会への参加候補者が多数の場合は、資格審査会審査委員が評価した「否」の数の合計が低い順に5者程度に絞り込みむものとする。

【審査項目】①形式・装丁、②目的の合致、③内容の合致、④手段の実現性、⑤明瞭性、⑥概算価格

イ プレゼンテーション審査会

審査会では、企画提案者による企画提案書等にかかるプレゼンテーションを行うこととする。なお、プレゼンテーション会場においてはパソコン機器の使用は認めない。なお、Zoom社の「Zoom」ミーティングを利用した審査会参加を希望される場合は、提案者側に必要な資機材等は提案者等で用意すること。

(2) プレゼンテーション審査の日時

審査会は令和6年5月27日(月)に滋賀県庁本館4-A会議室にて行う。詳細な時間は、令和6年5月24日(金)までに通知する。

(3) プレゼンテーション審査の審査方法

事業者から提出された企画提案書等及びプレゼンテーション、質疑応答により、以下の審査項目について「5・4・3・2・1」の絶対評価で点数をつける（5：十分満たしている、4：ほぼ満たしている、3：普通である、2：やや不足している、1：不足している）。プレゼンテーションの時間は15分以内、質疑応答は10分以内とする。

「5」の評価については、各審査項目において最も優れている企画提案書等にのみつけることができるものとする。

審査項目	重みづけ	評価点
① 企業・大学等の登録促進 ・プロジェクトの内容や各地域の協働活動等を企業や大学等に効果的に伝えるPRツールの提案が優れているか ・事業趣旨を踏まえた企業の登録拡大を図るための取組の提案が優れているか	× 5	25
②プロジェクトの推進 地域の登録拡大や登録団体同士のマッチングおよび協働活動やプロジェクトを推進するための方法の提案が優れているか	× 5	25
③交流会の開催 協定締結団体の協働活動の活性化やプロジェクトの取組拡大に資するための交流会の内容や講師等の提案が優れているか	× 4	20
④ 実現可能性 過去5年以内に本業務と関連性の深い業務実績を有しているか	× 3	15
⑤ 経済性 経費節減を意識した見積金額が提示されているか	× 3	15
計 (A) (満点)		100

なお、社会政策推進に配慮した取組等の評価について、計 (A) に下表のとおり2点ずつ加算するものとする。

審査項目		評価点
⑥	社会政策	
	・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか。	2
	・次世代育成対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	2
	・高齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	2
	・障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか。 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	2
	・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	2
	・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか ①国際標準化機構が定めた企画 ISO14001 に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録 ③特定非営利活動法人 KES 環境機構の実施する KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	2
⑦	・「しがのふるさと支え合いプロジェクト」へ登録しているか	2
⑧	県内事業者優先	
	・県内事業者であるか	2
計(B) (満点)		16

審査委員の採点を集計し、評価点の総合点が最も高かったものを本業務の契約予定者とする。ただし、総合点が満点の 5 割未満の場合は、契約予定者としない。また、総合点が同点の事業者が複数あった場合、審査委員長の審査結果が上位の者を契約予定者とする。

(4) 審査結果の通知

資格審査およびプレゼンテーション審査の参加者全員に対し、速やかに文書で通知する。

(5) 契約の締結

プレゼンテーション審査会で決定された契約予定者は、企画提案内容をもとに発注者と業務内容について協議を行い、正式な見積書を提出すること。この額が予定価格（2,329,800円）の範囲内であれば、契約を締結する。なお、協議の際、業務の実施方法や経費などについて条件を付したり、変更したりする場合がある。

協議が不調に終わり、契約に至らなかった場合には、審査結果において総合点が次に高い参加者を契約予定者として協議を行うことがある。

(6) その他

契約予定者に決定されなかった参加者は、通知を受けた日から起算して5日以内（土曜日および日曜日を除く営業日）に「別添様式3」により、「12. 書類の提出先および問い合わせ先」に対して不採用の理由についての説明を求めることができる。

説明を求める書面を受け取った日から起算して5日以内（土曜日および日曜日を除く営業日）に当該説明を求めた参加者に対して書面により回答する。

10. 失格

次の各号に該当した場合は、失格となるので注意すること。

- (1) 提出期限等に遅れた場合。
- (2) 企画提案書等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合。
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合。
- (4) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合。
- (5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。

11. その他

- (1) 提出された書類については、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (2) プレゼンテーション審査会への追加資料の持込みは認めない。
- (3) 提出されたすべての書類や資料は返却しない。ただし、この公募型プロポーザルにかかる審査以外に利用することはない。
- (4) 公募型プロポーザルに要する経費はすべて各事業者負担とする。
- (5) 委託料の支払いは、委託業務終了後に精算払いとする。
- (6) 契約後に提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、または参加資格を有していないことが判明した場合は、契約の解除を行う。
- (7) 手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限定する。

12. 書類の提出先および問い合わせ先

滋賀県農政水産部農村振興課 地域資源活用推進室 西海・芦田

〒520-8577 大津市京町四丁目 1 - 1

TEL : 077-528-3963

FAX : 077-528-4888

E-MAIL : gh01@pref.shiga.lg.jp